

紹介

ヒラール・サービー著

谷口淳一／清水和裕監譯

カリフ宮廷のしきたり

愛宕 あもり

本書は十世紀末から十一世紀中頃のバグダードの人、ヒラール・サービー *Hiṭṭ al-Muḥassin al-Sabī* の著作である *Raṣn al-ḥilāfa* の譯注書である。日本語表題『カリフ宮廷のしきたり』として上梓された。ヒラール・サービーのこの書は、書記・宮廷官僚のアダブ書であるが、その具體的敘述のゆえに、アッバース朝時代・ブワイフ朝時代の政治・軍事・宮廷典禮・書記規範などの史料の寶庫として、これまで諸々の研究に利用されてきている。このように史料的价值の高い書が日本語に譯されたことの意義は大きい。

本譯注書は一九九八年から二〇〇二年まで行われた輪讀會の成果であり、輪讀會に参加されていた谷口淳一、清水和裕兩氏を

監譯者とし、近藤眞美、二宮文子、沼田敦、橋爪烈、村田靖子、森高久美子、矢島洋一の諸氏が翻譯に携われた。本書の緒言において、輪讀會及び譯注がどのように進められたかが述べられているが、それによると、當初から出版を目指し、原稿は電子テキストファイルによって作成し、文字の轉寫や本文中への注の埋め込み方などを豫め定め、編集作業の容易化を圖つたそうである。また、譯注の過程はホームページ上で公開されていた。輪讀會のあり方の新しいタイプであると言えよう。

緒言によれば、*Raṣn al-ḥilāfa* の寫本は、アズハル圖書館に所藏されている一點しか知られていない。その寫本は、著者ヒラールの没後七年の四五五（一〇六三）年に、ヒラール自筆の原本から書寫されたものである。刊本としては、M. 'Awwād の校訂本が唯一あるだけである。翻譯はこの校定本を底本とし、寫本のマイクロフィルムを入手してこれを参照したとのことである。

さて、本書の體裁は、緒言、凡例、解題で始まり、『カリフ宮廷のしきたり』譯注がこれに續く。巻末に、圖表、文獻表、索

引が置かれる。冒頭の解題では、(1)著者ヒラール・サービーとその祖父アブー・イスハーク・イブラーヒーム、(2)彼らの出身家系であるサービー家、(3)本書の特色とその他のヒラールの著作、(4)イブラーヒームとヒラールの時代（本書成立の時代背景）が述べられている。著者ヒラールに多大の影響を與え、本書の最も重要な情報源である祖父イブラーヒームに關する知識は有用であり、彼ら二人の生きたブワイフ朝の支配時代の説明は、本書の理解に欠かせない。巻末のブワイフ朝君主の表、サービー家、アッバース朝、ブワイフ朝の各系圖、地圖、年表などは便利であり、索引も利用しやすい。

本書『カリフ宮廷のしきたり』の内容は、その章題を見ればおおよその見當がつくので、まず、目次を列挙しよう。

序、(1)素晴らしき宮殿、(2)つとめの作法、(3)ハージブ職の規則としきたり、(4)カリフ達の着座、謁見における彼らの着衣、カリフ達の御前に加わる側近達や諸々の階級の人々の着衣、(5)任命・委任・名譽・宴會の賜衣、(6)任命ならびに、クンヤやラカブによって名譽を與えた際にカリフへ贈られる

もの、(7)カリフとの文書のやりとりに関するしきたり——冒頭・宛名・祈願の定型句・最後にもう一度繰り返す祈願の定型句について——、(8)文書におけるカリフへの言及と祈願の定型句、(9)カリフからの文書のしきたり、(10)カリフから文書の受取人への祈願の定型句——當初行われていたしきたりと最終的に行われるようになったしきたり、(11)信徒の長のマウラーであることの表明、(12)文書の末尾に記される「某・ブ・ン・某記す」という語句、(13)カリフとやりとりする文書が書かれる紙、中に文書を入れてやりとりする通信袋、その上に押される封印、(14)ラカブ、(15)説教壇におけるフトバ、(16)禮拜時に太鼓を叩くこと、(17)婚禮のフトバ、下僕が供する終章。

第一章では、アッバース朝カリフ宮廷の規模が取り上げられる。数多くの史實や情報が表示されるが、なかでもカリフ・ムクタディルの時代にビザンツ皇帝の使節を迎えた式典の華々しさは際立っている。その翌年、ワズイル・アリー・ブン・イーサーが作成した國家豫算の一覽表の列挙も、このカリフの時代を數字によって物語らせている。

著者ヒラールは單に過去の事實を羅列して述べているわけではない。ヒラールの生きている現在の目から過去を見、過去からの變化の結果、今この現在がある、と捉えた上での記述である。例えば、この章の書き出しは、「それは非常に廣大な宮殿で、今日宮殿が建っている現存の驚くべき敷地のさらに何倍もの敷地に建っていた」と始まる。それがムクタディル以降の混亂の結果、今やかくも縮小してしまった、と。ビザンツ使節謁見の件についても、ヒラール自身が目撃したブワイフ朝のサムサム・アッダウラの宮殿でのビザンツ要人との謁見のありさまと比較し、これはこれで壯大なものであったが、ムクタディルのものに遠く及ばない、と言う。浴場の敷から人口を算出する方法を用いてカリフ・マンスール時代のバグダードの人口を推定した先人の著作に依據して、ヒラールもまた祖父イブラヒムから聞いた浴場敷から、その人口を確認する。彼が挙げた浴場敷は、ムクタディルの時代には、二七、〇〇〇軒、ムイッズ・アッダウラの時代は、一七、〇〇〇軒、アドウド・アッダウラの時代は、五、〇〇〇軒、バハー・アッダウラの時代は、

一、五〇〇軒、そして現在、一五〇軒。税收についても、かつてのカリフ・ラシードの時代の額を示し、續けてカリフ・ムタイーとカリフ・タタイーのわずかな税收額を挙げる。

第二章では、カリフの御前での禮儀作法、正しい身なりや振る舞い、中庸な態度と發言などについて述べられる。かくあるべき作法や心得の項目ごとにそれに關係する逸話が語られ、さながら逸話のオンパレードの觀をなしている。

第三章では、ヒラールは先ず、ハージブの資格と條件、職務内容を述べ、次に、ここでもまた、逸話を引用してハージブ職の規定に具體性を與えている。ハージブは廷臣たちの宮廷内での行動を監督し、逸脱した者に處罰を加え、第二章で示された宮廷作法を守らない者には、たとえ高位高官であろうとカリフの許に伺候することを許さない。またカリフ謁見の儀式の段取りをつけ指圖をするのもハージブの役割であった。この例として挙げられているのが、カリフ・タタイーがブワイフ家のアドウド・アッダウラに統治權を授與し、賜衣と二つ目のラカブのタージュ・アルミッラを與えた謁

見の場面である。大變優れた讀み物になっていて、興味が盡きない。嚴かに進む式次第の中で、両者が示す氣負いと緊張が傳わり、讀後には、仰々しさの裏にある悲哀が餘韻となる。強大な政治權力者アドウド・アツダウラが、カリフの面前で地面に口付けし臣下の禮をとる姿は、權威とそれを支える思想の執拗さを表しているように思われる。

第四章は、宮廷で、カリフ、側近、殿上人が着けるべき衣装が述べられる。

第五章では、官職敘任の際や、ラカブの授與の際に、あるいは宴會において、カリフから與えられるヒルアの決まりが語られる。ヒルアは一般的に賜衣と譯されるが、それは衣装が起源上からも、また代表的な物として扱われていることからそのような譯されているのであって、他に、裝身具、刀、旗、馬、座具、容器類も拜領するのである。ヒラールは、アドウド・アツダウラに與えられた賜衣の品目とその數量を記述している。

ところで、官職の被任命者やラカブの被授與者は、その際、カリフに贈り物をするのである。第六章では、そのことが述べら

れている。ヒラールは言う。かつてはこのようなことはなかった。しかし、カリフ宮廷が財政的に困窮し、手元不如意になってから、金や衣類や香料や器物を贈つて財庫を潤すようになったのである、と。このしきたりがいつ始まったかは述べられていないが、ブワイフ朝の君主たちはアミール位に就いて權力を掌握し、賜衣を與えられると、カリフに莫大な贈り物をしたのであった。アドウド・アツダウラはラカブと賜衣の見返りに、荷馬五百頭の品物をターイーに贈った。贈り物の中心は、金貨、銀貨、布であり、明らかに經濟的援助である。悪い表現で言えば、金銭で榮譽を買ったということであろう。

第七章から第十四章までは、文書作成の決まりを扱っている。文書廳に勤めた著者、文書廳長官であつた祖父をはじめサービー家の家業である書記としての専門知識が縦横無盡に發揮されていて、大變、得難い讀み應えのある箇所である。臣下からカリフ宛に出される文書とカリフから臣下に下される文書の書式の相違、冒頭に書かれる差出人の名前と受取人の名前の順序、名前の表現方法、名前の後に付けられる祈願文の

用い方、冒頭と末尾の挨拶文、文中での自稱及び相手の呼び方、勅書の末尾に記されるワズイールまたは書記の名前の書き方などが論じられる。サンプルとして本書の獻呈先であるカリフカーイムの名が用いられている。幾つかの實例も示され、そのうちの壓巻は祖父イブラーヒム起草のターイーからアドウド・アツダウラ宛ての文書である。

前述の文書における名前の表現方法とは、イスマ・クンヤ・ラカブの用い方であつて、詳しくは本書を讀んでいただきたいが、今ここに著者の指摘するところを一部紹介する。臣下からカリフ宛ての文書は次のとおり書かれる。

宛名について言うと、慣例では以下のとおりである。右側に、「慈愛あまねく慈悲深き神の御名において。神の僕たるアブド・アッラー・アブー・ジャッファル、イマームカーイム・ビ・アムル・アッラー、信徒の長へ」と書く。ここには祈願の定型句は書かない。カリフの父親の名前はたとえラカブであっても書かない。というのも、信徒の長としてのラカブがその人物を特定する系譜の代わりになっているから。(蛇

足であるが、アブド・アッラーが親から與えられた名であるイスマ、アブー・ジャーファルがジャーファルの父という家族のつながりを稱するクンヤ、カーイム・ビ・アムル・アッラーが尊稱であるラカブ、イマーム及び信徒の長がカリフ位の稱）。もう一方の端に、「彼（カリフ）の僕」或いは、「彼の僕にして保護されし者」のいずれか差出人の選んだ方の語に續けて、差出人のイスマとその父親のイスマつまり「某・ブン（息子）・某より」と書く。カリフよりクンヤの使用が許されていても、それは使わない。ラカブを持ち、クンヤの使用が許されていても、ラカブと、イスマと父親のイスマに限る。父親にラカブとクンヤがあつても、父親の名はラカブとイスマで述べる。もしも非アラブやマウラーであれば、その後で「信徒の長のマウラー」と述べる。以上全ては一行に収める。（p. 100-101）

カリフから臣下宛ての文書の場合は、次のとおりである。

臣下の名前は「某・ブン・某へ」と彼のイスマと彼の父親のイスマが書かれるが、クンヤの使用が許されているならば、イスマなしで「アブー・某へ」と書かれ、ラカブを持ちクンヤの使用が許されているなら「○○・アッダウラ・アブー・某へ」とされる。もし非アラブやマウラーであれば、「信徒の長のマウラーへ」とされる。受取人の父親がラカブを持つなら、「○○・アッダウラ・アブー・某・ブン・○○・アッダウラ・信徒の長のマウラーへ」と記される。（p. 108）

このようにして書かれる差出人・受取人の名前、挨拶文、そして祈願文が文書の冒頭部を構成する。後世、たとえばマムルーク朝時代の *al-Qalā'id al-Salbiyya* に收められている文書は、冒頭部が省かれており、この點、本書の敘述は貴重である。

ラカブについては、第十四章で、ジャーヒリーヤ時代の渾名に始まり、アッバース朝カリフの尊稱、そしてカリフによつて臣下に與えられる勳功稱・榮譽稱としてのラカブを、歴史的流れのなかで、ラカブ名とその保持者が述べられている。一般的な名稱以外では、アフシーンやイフシードと言つたかつての中央アジアの王の稱號がラカブとして與えられている者の名が告げられている。しかしながら、アドウド・アッダ

ウラが自稱し、後には、カリフが承認してブワイフ朝アミールたちに與えた、古代ペルシヤ王の稱號シャーハンシャーについては一言も觸れられていない。著者ヒラールの拒否反應に基づくのであるうか。

人名において、カリフの面前や文書上で、クンヤを使用するにはカリフの許可が必要であり、ラカブはカリフが授與するものであり、信徒の長のマウラーという表現も同様であつた。その上、文書において、人名の後に付けられる祈願文には等級が設けられ、対象人物ごとにしかるべき語句が定められていた。したがつて、それは、より上等の祈願語句を願う者にとっては懇願の的となつたのである。

文書の書式の決まりごととは、カリフがこの世界の支配の淵源であることを示している。ブワイフ朝の實質的支配下にあつて、カリフは名目的存在に墮したけれども、理念的カリフ體制の枠組の中では、依然として支配の源であり、それを壞すことのできなかつたブワイフ朝アミールは、カリフに従屬したボーズを取らざるを得なかつた。それを形の上で確認させているのが謁見であり、文書形式であると言える。カリフが

厳密で正しいしきたりを遵守していくことは、新興の政治勢力に對抗し、自らの權威を維持し續けていくために必要なことであった。

最後の第十五から第十七章では、婚禮時や金曜禮拜時におけるフトバや、禮拜時に太鼓を叩くというカリフに屬する權利がブワイフ朝アミールに蠶食されていく次第が述べられている。

以上が、『カリフ宮廷のしきたり』のあらましである。

さて、本翻譯書の文體の特徴は、アラビア語にできるだけ忠實に邦譯しようとしている點である。本書が一般の讀者向けというより、専門家あるいはこのようなテーマに關心を寄せる者を對象にしていることが、その理由の一つにあげられるかもしれない。注も豊富である。注釋文にも出典が示されている。注の典據は校定本に基づくものや、譯者が文獻で確認したものが記されている。人物についての注は、殊に詳しい。

そして、注の位置が、本文ページと同ページにあるために、大變見やすくなっている。譯文の欄外に、校定本と寫本のページが書かれているが、それはページ数が横に書

かれているその行から、校定本と寫本のそれぞれどのページが始まることを示している。對照させて讀むのに便利である。

本書を利用してヒラールのアラビア語文を讀もうとする者や、研究に使いたいと思う者にとつて、本書は親切なつくりになっていて、そのような人たちへの寄與は計り知れないであらう。貴重でユニークな史料を邦語で通讀できることは、何よりも有難いことである。このような本が出版されたことを高く評價しつつ、續々と新たな譯注書が公刊されることを期待している。

二〇〇三年三月 京都 松香堂
A5版 二九十二頁 三八〇〇圓

安志輝主編

新方志『新河縣志』

森 時 彦

一九七〇年代末以降の改革開放路線のもと、中國では一九八〇年代初めから全國的に、人民共和國成立後第二次となる大規模な地方志編纂事業が本格化した。それから

はば二十年を経た二〇〇一年の段階では、省、市、縣三級の地方志が五、〇〇〇餘種、鄉鎮志、專業志、部門志、廠礦企業志などが二、〇〇〇餘種、そして地名志が一、五〇〇餘種、合計一九、〇〇〇餘種がすでに出版されていたという。中國社會科學院では、そのうち一五、五〇〇餘種を收集し、昨年、一、〇〇〇頁を超える大部の所藏目錄を出版した（中國社會科學院圖書館地方志收藏中心編『中國社會科學院圖書館新方志總目』吉林文史出版社、二〇〇二年三月）。

宋代から明清時代、さらに民國時期にかけて編纂されてきた地方志が、近世から近代にかけての歴史研究に必須の資料として珍重されてきたのと同じように、現在刊行中の新方志もやがては當該時期を研究するうえで、缺くことのできない資料を提供することになっていくであらう。これら二〇、〇〇〇種に近い數多の新方志の中から、取えて河北省の『新河縣志』（安志輝主編、方志出版社、二〇〇〇年七月）一種にしほつて紹介を試みるのは、他意はなく、おもに筆者の個人的な關心に基づくものである。